



様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 3 年 5 月 27 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

提出者

住 所 大分県佐伯市弥生大字江良1068-1

氏 名 株式会社 風戸工務店

代表取締役 風戸 幹生

電話番号 0972-46-0067

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 風戸工務店
事業場の所在地	佐伯市弥生大字江良1068-1
計画期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日

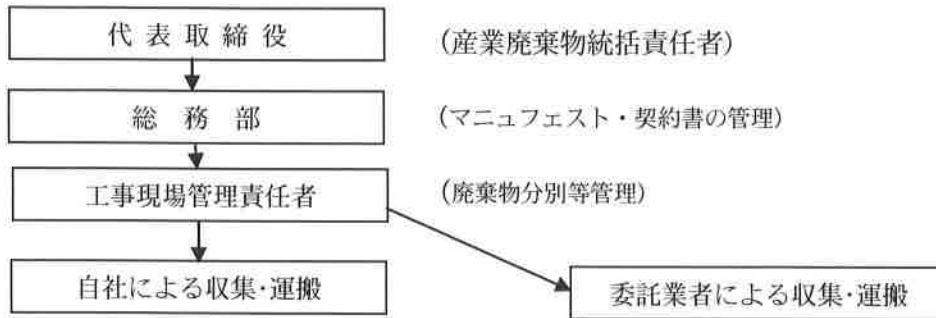
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 : 4億円
③ 従業員数	14人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>graph LR; A[発生 工事現場] --&gt; B[収集運搬 自社又は委託業者]; B --&gt; C[中間処理 委託業者]; C --&gt; D[再利用]; C --&gt; E[最終処分];</pre>

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)  アスファルト殻、コンクリート殻は中間処理業者に委託し再生材として再資源化。 民間解体工事に於いて発生する、建設木材は需要があれば(古民家・リフォーム等)再利用する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  現状と同様。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場内において分別処理、再生利用できる物は可能な限り再生利用する。(民間発注による解体工事は機械併用人力(手壊し)にて施工し廃棄物の種類を細別している)。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同様。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t
	（これまでに実施した取組） 工事現場で使用した木製型枠は、可能な限り再利用している。 民間解体工事に於いて発生する（梁、柱等）再利用可能な木材を倉庫内に保管するようにしている。	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t
	（今後実施する予定の取組） 民間工事に於いて発生する建設木材は需要があれば（古民・リフォーム等）再利用する。	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	———
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
	（これまでに実施した取組） 特に実施していない。	
② 計画	【目標】 計画なし	
	産業廃棄物の種類	———
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
	（今後実施する予定の取組） 特に実施する予定はない。	

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	———	———
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	———	———
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に実施する予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 適正処理を行っている業者を選定し、作業所毎に委託契約を行っている。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  現状と同様。		
※事務処理欄			

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和2年度）実績】											
産業廃棄物の種類	コンクリート	アスファルト	その他 がれき類	木くず	廃プラ	金属 くず	紙くず	ガラス 陶磁器	繊維 くず	混載	
	624.89	125.68	0.91	550.38	6.23	1.37	0.27	0.11	0.52	5.34	
①現状	（これまでに実施した取組）  アスファルト殻、コンクリート殻は中間処理業者に委託し再生材として再資源化。 民間解体工事に於いて発生する、建設木材は需要があれば（古民家・リフォーム等）再利用する。										
	【目標】										
産業廃棄物の種類	コンクリート	アスファルト	その他 がれき類	木くず	廃プラ	金属 くず	紙くず	ガラス 陶磁器	繊維 くず	混載	
排出量（t）	624.0	125.0	0.9	550.00	6.0	1.37	0.27	0.10	0.50	—	
②計画	（今後実施する予定の取組）										
	現状と同様										

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和2年度）実績】											
産業廃棄物の種類	コンクリート	アスファルト	その他 がれき類	木くず	廃プラ	金属 くず	紙くず	ガラス 陶磁器	繊維 くず	混載	
全処理委託量（t）	624.89	125.68	0.91	550.38	6.23	1.37	0.27	0.11	0.52	5.34	
優良認定処理業者への 処理委託量（t）	0	0	0.91	3.14	0.51	1.23	0	0	0.52	5.09	
再利用業者への 処理委託量（t）	624.89	125.68	0.00	547.24	5.72	0.14	0.27	0.11	0	0.25	
①現状	（これまでに実施した取組）  適正処理を行っている業者を選定し、作業所毎に委託契約を行っている。										
	【目標】										
産業廃棄物の種類	コンクリート	アスファルト	その他 がれき類	木くず	廃プラ	金属 くず	紙くず	ガラス 陶磁器	繊維 くず	混載	
全処理委託量（t）	624.0	125.0	0.90	550.00	6.00	1.37	0.27	0.10	0.50	—	
優良認定処理業者への 処理委託量（t）	0	0	0.90	0	3.00	0.80	0.17	0.05	0.25	—	
再利用業者への 処理委託量（t）	624.00	125.00	0.00	550.00	3.00	0.57	0.1	0.05	0.25	—	
②計画	（今後実施する予定の取組）										
	現状と同様										